

第4回 地方法人課税に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成30年9月28日(金) 14時30分～16時30分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場座長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、
上村委員、小西委員、関口委員、吉村委員、
石井委員、三木委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ① 地方税財政の現状等、経済社会構造の変化等
 - ② 地方譲与税と地方交付税
- (3) 閉会

5 議事の経過

- まず、「地方税財政の現状等」「経済社会構造の変化等」について、事務局から説明があり、それに対する意見交換を行った。
- 「地方税財政の現状等」については、第1回において事務局から説明が行われたが、その後、平成29年度決算見込の公表等があったことを踏まえ、偏在是正の必要性を考えるに当たって直近の状況を確認する観点から、事務局より説明が行われた。また、前日に平成29年度普通会計決算の速報が公表されたことから、これについても事務局より説明が行われた。
その概要は以下のとおり。
 - ・ 平成29年度決算見込における地方法人特別譲与税収と地方税収の合計は40.9兆円となっており、過去最高。
 - ・ 地方法人課税における東京都シェアは、長期的なトレンドとしては右肩上がりであり、近年は26%強で推移。この点、平成28年経済センサス活動調査において、東京都の事務所数シェアは11.6%、従業者数シェアは15.8%となっており、事業活動の実態以上に東京都に税収が集中している可能性。
 - ・ 平成30年度の東京都の財源超過額は引き続き1兆円を超える規模。前年

度から若干減少しているが、これには平成30年度税制改正における地方消費税の清算基準の見直しが影響している。この影響がなければ、財源超過額は増加していたと考えられる。

- ・ 財政力の状況や経常収支比率、実質公債費比率等の様々な角度からの指標をみると、東京都と他の道府県の格差は大きく、かつ、拡大傾向。
- ・ 平成29年度末の基金残高（東日本大震災等分を除く。）は21兆9,778億円と、前年度比4,273億円の増。うち、東京都及び特別区の増加分が3,012億円であり、東京都及び特別区以外の増加分が1,262億円。
- ・ 平成29年度は、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、国民健康保険財政安定化基金が増加したという特殊要因があった。この影響を除くと、東京都及び特別区が前年度比2,805億円の増となる一方、東京都及び特別区以外では前年度比444億円の減。

- 「経済社会構造の変化等」については、これまでの検討会の中で、地方法人課税における偏在是正の必要性を考える上で、産業構造の変化や企業の大都市部への集中の状況等をしっかり押さえておく必要があるといった意見があったことを踏まえ、今後の検討を深める上で重要との観点から、事務局より説明が行われた。

その概要は以下のとおり。

- ・ 人口の転入超過数をみると、東京圏では増加、名古屋圏・関西圏ではほぼ横ばい、それ以外の地方圏では転出超過。東京圏の年齢階層別転入超過数をみると、20～24歳、15～19歳が大宗を占めており、全国から大学卒業後の就職時、大学進学時に転入している状況が伺える。
- ・ 国内総生産の産業別構成比の長期的な推移をみると、製造業の比率が低下する一方、第3次産業の比率が大きく上昇。また、第3次産業における東京圏のシェアは年々高まっており、足もとでは4割近く。
- ・ その他の指標でも東京圏のシェアは高い水準にあり、中でも、資本金1億円超の大法人の本店所在地は、東京都のシェアが48%にも上る。このような本店所在の状況が要因となり、経済活動の実態以上に税収が東京都に集中している可能性。
- ・ 電子商取引の進展により、店舗を必要としない事業形態が拡大。事業自体は全国展開されていても、事業所が本店1箇所のみである等の場合には、本店所在地に税収が集中している可能性。
- ・ 外国法人についてみると、法人数では8割弱、法人所得では97%超が東京都に集中している状況。具体的事例としては、大手外資系の証券会社や、情報通信会社が、全国で事業活動を展開しているにもかかわらず、事

業所は東京都に所在する本店のみであり、その結果、地方法人二税は、本店所在地である東京都に集中しているといった事例がある。

- ・ 分社化やアウトソーシング化の進展により、地方の工場・支店等における事業活動が企業本体から分化され、結果として、本店所在地に法人所得が集中することにつながっている可能性。例えば、ある大手情報通信会社は、業務運営の効率化によるサービスの向上を目的として、地域ブロック毎の支社を、それぞれ地域子会社化。この地域子会社はさほど利益が上がらない構造となっているため、結果として、地方法人二税が親会社の本店所在地等に集中しているといった事例がある。
- ・ コンビニエンスストアの増加等、フランチャイズチェーンの拡大も、東京圏をはじめとする都市部への税収集中の要因となっている可能性。

○ これらの説明に対して、委員からは次のような意見等があった。

- ・ 客観的な資料に基づき、東京と地方では、税財政や経済社会状況に大きな格差があることが明確になった。地方の活力が失われれば、災害対応や社会福祉に係る費用、公共施設の維持管理費等を賄うことができなくなってしまう。都市と地方の均衡ある発展のため、偏在是正措置が必要であることが確認できた。
- ・ 企業の組織形態の変化等により、地方に企業の活動実態があるにもかかわらず、都市部に税収が集中する実態がよく分かった。
- ・ グローバル化、情報化のメリットを得られるような企業や人材は東京に集中しており、将来的にも東京とそれ以外の地域間の格差は広がっていくことが懸念される。
- ・ 企業組織の分社化、電子商取引の進展等は、分割基準等の現行の地方税の仕組みでは対応できないものと思う。
- ・ ミクロでの企業活動の変化が、マクロとしての税収に与える影響を考える必要がある。
- ・ 近年の企業形態の変化、とりわけ海外生産、海外子会社の設立等海外直接投資の拡大も、大企業の本店が集中する東京への税収集中に影響している可能性が高い。

○ 次に、新たな偏在是正措置についての検討を今後深めていくに当たり、これまでの地方法人課税における偏在是正措置や関連する制度について、その基本的な仕組みや意義・性格をしっかりと確認しておくことが重要との観点から、「地方譲与税と地方交付税」について、事務局より説明が行われた。その概要は以下のとおり。

- ・ 近年における偏在是正では、譲与税化の手法と交付税原資化の手法が採られてきた。前者は地方法人特別税・譲与税制度において、後者は地方法人税制度において、それぞれ用いられている。
- ・ 過去の研究においては、当時存在していた地方譲与税を念頭に、地方譲与税には純然たる課税技術上の理由のみにより国税として徴収されるものと、課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づき設けられたものの二つのパターンがあることとされていた。
- ・ 地方譲与税には、歴史的にも様々な趣旨・目的のものがある。
 - 入場譲与税は、税源の偏在是正を目的として導入されたものであり、人口を譲与基準とし、財源超過団体への譲与制限制度が設けられていた。廃止直前の昭和36年度の譲与額は195億円であり、これは当時の地方税収の3～4%に相当。現在の地方税収で置き換えると1兆円台の規模の地方譲与税であった。
 - 消費譲与税は、地方団体の財源の安定的な確保と、消費税の導入に伴い廃止された地方の個別間接税の減収額の補填を目的としていたものであり、財政需要の観点でなく、税収の帰属の観点から譲与基準が設定されていたことが特徴。
 - 平成20年度税制改正において創設された地方法人特別税・譲与税制度は、暫定措置である点、主たる目的が税源偏在の是正である点が特徴。加えて、国ではなく、都道府県が徴収する点でも、従来の地方譲与税と異なる。この地方法人特別税・譲与税制度は、形式的には一旦国税として徴収した税を都道府県に譲与する仕組みであるが、実質的な地方税源であるとの評価。
 - 平成30年度税制改正において創設が決定された森林環境税・譲与税制度は、市町村が賦課徴収を行い、その全額が交付税及び譲与税配付金特別会計に直入され、各市町村及び各都道府県に譲与される。この森林環境税・譲与税制度を創設するに当たって地方財政審議会の下に設置された「森林吸収源対策税制に関する検討会」の報告書は、地方譲与税制度を必要に応じて活用できると整理。また、同報告書は、国の一般会計を経由せずに交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むことが適当であり、そうすることが、地方の固有財源であることを明確にすることにつながると指摘。
- ・ 一方、交付税原資化については、平成26年度税制改正において、地方法人税制度が創設された。法人税は国の一般会計に入った後に、その3割強が地方交付税の原資となる一方、地方法人税は、その全額が交付税及び譲

与税配付金特別会計に直入され、国の一般会計には計上されない仕組み。

- ・ 譲与税化の手法、交付税原資化の手法のいずれについても、税収を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することによって地方の固有財源であることを明確にしているとの評価。

○ これに対して、委員からは次のような意見等があった。

- ・ 偏在是正の手法として、譲与税化と交付税原資化の手法があることが理解できた。
- ・ 新たな偏在是正措置については、都市と地方が支え合う、持続可能な社会の構築に向けて、実効性のある措置としていただきたい。
- ・ 地方譲与税についての考え方は次第に変化してきており、近年、新たな類型が増えてきているものと理解した。譲与税化と交付税原資化については、今後、両者のメリット・デメリットをはじめ様々な論点について考えていく必要がある。
- ・ （具体的な方策については今後の議論であるが、）今後の検討を進める上では、これまでの仕組みと同様に、地方税財源としての性格を明確にするため、交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することは必要となるのではないか。また、納税者である法人や、地方団体が行う課税実務にも配慮した検討が必要となるのではないか。
- ・ 地方譲与税について検討する場合には、地方税という形式を採らないことをどう考えるかという論点と、財源調整は地方交付税で行うという中で、地方交付税を用いないことをどう考えるかという論点があると認識。